

# 石川県警察の災害警備計画

(昭和38年11月5日)

改正 昭和47年8月1日

昭和49年5月1日

平成11年6月16日備丙第143号

災害警備計画は、災害が発生しまたはそのおそれがある場合に県民および滞在者の生命、身体および財産を保護し、災害に関連する犯罪の予防、鎮圧、被疑者の逮捕、交通の確保ならびに公共の安全と秩序の維持を図ることを目的とする。

## 第1 災害時における警備体制の確立

### 1 警備体制の区分

警備体制は次の三種とする。

#### (1) 準備警備体制

気象情報等により災害の発生が予想され、かつ事態発生までに相当の時間的余裕があるとき

#### (2) 警戒警備体制

台風圏が本県に接近した場合のほか、災害等により県内に相当の被害発生が予想されるとき

#### (3) 非常警備体制

風水害等の危険が切迫して大きな被害の発生が予想されるとき、または発生したとき

### 2 警備体制の発令

(1) 警察本部長(以下「本部長」という。)は、情勢に応じて県下全般または地区別に、1にかかげる区分により警備体制を発令するものとする。

(2) 署長は、前項の発令がない場合においても管内の情勢に応じて必要な警備体制をとるものとする。

### 3 災害警備本部

(1) 警戒警備体制、または非常警備体制が発令された場合は、警察本部(以下「県本部」という。)に県本部災害警備本部を設置する。

(2) 県本部災害警備本部の編成および事務分掌は石川県警察の警備実施に関する訓令の定めるところによるものとする。

(3) 署長は警戒警備体制または非常警備体制が発令された場合、もしくは自らこれらの体制をとつた場合は、災害警備本部を設置して管内警備の万全を期するものとする。

### 4 警備部隊の編成

#### (1) 通常編成

ア 県本部では、警察本部員をもって、一般事務に支障のない範囲で石川県警察の警備実施に関する訓令に定めるところにより部隊編成を行なう。

イ 警察署においては、一般の事務処理に必要な最小限度の要員、署警備本部

要員を除いた署員をもって部隊編成を行なうものとする。

(2) 長期体制下の編成

災害警備活動が長期にわたる場合、または特命のある場合は、災害の規模、態様ならびに復旧状況等にてらして部隊の再編成を行い弾力性のある運用をはかるものとする。

5 警備部隊の運用

災害発生時における部隊の配置、運用は暴風雨、道路の浸水、陥没、亀裂あるいは橋の流失、損壊等により部隊の輸送、その他部隊の諸行動が、はなはだしく制限され、またはすでに配置した部隊の配置転換がきわめて困難となることが予想されるので、管内の情勢、気象情報等各種の資料を分析判断して、状況に適應するように行なうものとする。

(1) 担当区域

災害警備の担当区域は、警察署の管轄区域によることを原則とするが、被害の拡大に伴ない交通がと絶した場合は、他署管内の警備活動を積極的に行なうものとする。

(2) 応援派遣

警備部隊の応援派遣は、本部長が状況により発令するほか、災害の規模が拡大し、あるいは拡大するおそれがあり、自署の警備要員のみでは、災害警備活動が困難と予想されるとき、署長の要請により本部長が発令する。

(3) 事前配置

被害の発生が予想され、かつ危険箇所にて特に孤立化のおそれがあり、しかも救援活動の困難な地域に対しては、被害の範囲、程度、被害対象の重要度等を考慮して、実情に応じた部隊と必要な装備資器材を事前に配置し、緊急事態の発生に備えるものとする。

(4) 被害発生時における部隊運用

ア 被害が発生した場合は、人命の救助を第一義とし、警察力を重点的に運用し、避難誘導、被害者の救出等の活動を積極的に行うほか、関係機関と緊密な連携をとり、事態の状況に応じ必要な協力活動を行なうものとする。

イ 被災者の救出その他初動防災措置が完了した場合は、他の機関に所属する業務は、すみやかにそれぞれの関係機関にゆだね、警備部隊の活動は、犯罪の予防検挙、交通秩序の維持等警察本来の業務に移行するものとする。

第2 災害応急対策

県本部および警察署は、警備体制の各段階において、次により、必要な措置および活動を行なう。

1 県本部の措置および活動要領

(1) 準備警備体制の措置（発令前の措置を含む。）

イ 関係機関との連絡	県災害対策本部、地方气象台、その他関係機関と緊密な連絡をはかり情報の入手につとめる。	警 備 課
ロ 情報、命令の指示伝達	気象情報を各署長に伝達するほか、各警備体制の発令、その他必要な命令、指示の発令を行なう。	警 備 課
ハ 通信の確保	通信機材の機能を点検し、整備を行なうほか通信のと絶が予想される警察署等に対し、器材ならびに要員を事前に配備する。	警 備 課 石 川 県 通 信 部
ニ 警備体制の整備	警備要員の招集に備え、所要の準備を行なうほか、本部、機動隊および関係署長に対し警備要員の遠行、外泊の取止め等状況に応じた警備体制の事前準備を指示する。	警 備 課
ホ 装備資器材の整備	災害警備に必要な装備資材を点検整備するほか、状況により装備資材の事前配備を行なう。	警 務 課

(2) 警戒警備体制の措置

イ 警備本部の設置	警備本部を設置し、総合的な災害警備業務の円滑な運営を行なう。	警 備 班
ロ 関係機関との連絡	県災害対策本部、地方气象台その他の関係機関と緊密な連絡をはかり、警備措置の万全を期する。	総 務 班
ハ 情報、命令指示の伝達	入手した気象情報を検討し、関係署長に伝達するとともに必要な命令指示の発令を行なう。	警 備 班
ニ 通信の確保	必要な警察署に通信機材を配備し、状況により通信統制を行ない、警察通信の確保につとめる。	通 信 班

ホ 広報の徹底	必要に応じて報道機関を通じ災害時の注意事項等を県民に広報する。	広 報 班
へ 警備要員の編成、待機	警備要員の勤務地または自宅待機を命じ、状況により招集し応援部隊を編成待機する。	警 備 班
ト 装備資器材の配備	必要により拡声器、投光器、舟艇等を関係警察署へ事前配備する。	装 備 班
チ 警備体制の発令	気象情報等により重大な被害が発生するおそれがあり、または現実に重大な被害が発生した場合は非常警備体制を発令する。	警 備 班

(3) 非常警備体制の措置

イ 警備部隊の編成及び出動	警備要員を招集し、警備部隊を編成の上状況により応援出動する。	警 備 班
ロ 関係機関と連絡	県災害対策本部、地方気象台、その他の関係機関と緊密に連絡をはかり、必要な勧告、提案等を行ない防災措置、復旧救護活動を推進する。	総 務 班
ハ 情報、命令、指示の伝達	気象情報を検討し、各署長に伝達するとともに必要な指示命令を行なう。	警 備 班
ニ 通信の確保	通信部隊員を必要な被災地に派遣し通信の確保をはかる。	通 信 班
ホ 広報の徹底	被害状況、警備活動状況等について、報道関係者に積極的に資料を提供する。	広 報 班

ヘ 災害実態のは握	各警察署からの被害報告、活動報告を集計して災害の実態をは握する。	警 備 班
ト 交通秩序ならびに緊急輸送の確保	災害地の交通状況をは握し、必要な交通規制を行ない交通秩序の確保につとめるほか、必要により災害応急対策に従事する者、または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するための緊急輸送車両以外の通行禁止、制限に関する公安委員会の諸手続を行ない関係府県公安委員会に通知する。	
チ 犯罪の予防検挙等	状況により必要な特科部隊を被災地に派遣し、各種犯罪の予防ならびに検挙その他鑑識活動を行なう。	防 犯 班 捜 査 班
リ 部隊の応援派遣	必要により警備部隊の応援派遣、配置換を命ずる。	警 備 班
ヌ 装備資材の整備、補給	必要な装備資材を調達し、補給する。	装 備 班
ル 被害状況の速報	被害の概要、警備活動状況を関係先に通報する。	警 備 班
ヲ 記録の整備	警備実施状況、教訓事項災害概況等をその都度記録整備する。	警 備 班

## 2 警察署の措置および活動要領

### (1) 準備警備体制の措置

イ 気象（災害）情報の入手と伝達	<p>県本部から発する命令、指示、情報のほか、管内の量水観測、その他の情報によりの確な情勢判断を行ない、必要事項を交番、駐在所に伝達する。</p> <p>交番、駐在所は、情報の掲示その他関係機関の行う情報伝達に協力する。この活動は、</p>	
------------------	--	--

	警戒非常警備体制の段階（以下「各段階」という。）においても行なうものとする。	
ロ 装備資器材の点検整備	(ア) 保有装備資器材の点検を行ない、修理補給等すみやかに整備を行なう。 (イ) 車両、舟艇等借上契約の再確認を行なう。 (ウ) 状況により、必要箇所へ事前に配置する。	
ハ 初動体制の確立	宿直員に対する災害警備要領を徹底し、宿直の強化を行ない初動体制の万全をはかる。	
ニ 警備要員の待機等	警察施設の保護、非常持出、警備要員の給食、給与等の諸準備を行なうほか、状況により警備要員の勤務所または自宅待機を行ない、警備計画に基づく部隊編成事務を行なう。	
ホ 危険箇所の検討等	気象情報等を分析し管内の災害危険箇所の検討を行ない、その実態は握につとめ、速やかに初動警備活動対策をたてる。	
ヘ 通信の確保	(ア) 警察署および交番、駐在所等の通信施設の点検を行なう。 (イ) 超短波無線基地局の予備電源の点検を行なう。 (ウ) 部外通信施設に対する協力依頼を行なう。	
ト 量水観測等	警ら活動を強化し量水その他危険箇所等の巡視を行ない、管内情勢のは握につとめる。この活動は各段階について行なう。	
チ けん銃の集中保管	被害予想に応じ交番、駐在所勤務員のけん銃の引上げ保管について対策をとる。	
リ 県本部に対する報告等	量水観測結果その他管内情勢ならびに警備体制状況を県本部に報告する。 この場合状況により必要事項を隣接警察署	

	に通報する。	
又 関係機関との事前協議	被害予想等により、関係機関と事前に連絡して、防災体制の強化等を要望するとともに、活動要領の打合せを行なう。	
ル 異常な現象の通報	津波、高潮のおそれのある海の異常現象、山くずれのおそれのある現象など、災害が発生するおそれがある異常な現象、または遭難船舶のあることを発見した警察官はその旨速やかに、市町村長に通報するとともに署長に報告しなければならない。この措置は各段階においても行なう。	
ヲ 署長の事前措置	署長は、災害発生のおそれがあるとき、市町村長から要求があったときは、貯木場の木材、危険物、船舶など災害が発生する場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備または物件の管理者等、警察責任を有する者に対し、その設備または物件の除去、保安その他必要な措置をとるよう指示し、直ちにその旨を市町村長に通知しなければならない。	

(2) 警戒警備体制の措置

イ 部隊の招集と編成	本部長が、招集を発令したとき、または署長が独自で招集を発令したときは、すみやかに計画に基づき部隊編成を行なう。	
ロ 警備本部の設置	警備本部を設置し、事務分担を明確にして警察機能発揮の万全を期する。	
ハ 事前措置	災害危険箇所については、状況により警戒員を配置する等必要な事前措置をとる。	
ニ 通信の確保	(ア) 警戒員、部隊の配置とあわせ無線自動車その他の無線機器の活用をはかるほか、既設の有線電話の確保につとめる。	

	(イ) 警察通信施設の故障に備え、部外通信施設の利用あるいは伝令の活用に留意する。	
ホ 関係機関との連絡	市、町、村、その他必要な関係機関と相互に連絡員の交換等を行ない、防災、救助等効果的な活動を行なうよう措置する。	
ヘ 広報活動	関係機関と協力し、気象情報の伝達を行ない、自衛体制を確立するように指導する。	
ト 避難に対する助言	堤防の決壊（溢水）による浸水または崖くずれ等による地域に注意し、状況により避難等の措置を講ずるよう関係機関に助言を行なう。	
チ 応援要請	<p>予想される被害を判断して、必要と認められる場合は、部隊および装備の応援要請を行なう。応援要請には、次のことに注意しなければならない。</p> <p>(ア) 要員の数、派遣の場所、任務を明確にすること。</p> <p>(イ) 派遣現場には連絡員を配置する等警備活動の円滑を図るようすること。</p>	
リ 水防応援	災害が発生するおそれがある場合に市町村長から応援を求められたときは、他の警備活動に支障のない限り応援派遣を行なう。ただし、急を要するときは、要請をまず自ら積極的に災害警備活動を行なう。	

### (3) 非常警備体制の措置

イ 広報活動	関係機関と協力して活発な広報活動を行ない、人心の動揺を防止し、警察に対する住民の協力が得られるようにつとめる。この場合の広報は、次のことを重点として口頭、拡声器、印刷物の配布、文書の掲示等の方法によって一般に徹底をはかる。	
--------	---	--

	<p>(ア) 気象状況と今後の見通し  (イ) 被害現況の復旧救助活動の状況  (ウ) 災害防止、盗難予防事項等  (エ) 交通機関の通用状況と交通制限の状況  (オ) 避難命令が出た場合の避難先、経路等  (カ) その他災害時の注意事項</p>	
<p>□ 警戒区域の設定等</p>	<p>警察官は、災害が発生し、または発生しようとしている場合において、人の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときで次の場合に、警戒区域を設定し災害応急対策に従事する者以外の者に対して、その区域への立入りを制限もしくは禁止し、またはその区域から退去を命じ、災害応急措置をとるようにつとめる。</p> <p>この場合は直ちに、その旨を市町村長に通知する。</p> <p>(ア) 市町村長もしくは、その委任を受けて、警戒区域の設定について市町村長の職権を行なう市町村の吏員が現場にいないとき。  (イ) これらのものから要求があったとき。</p>	
<p>八 避難の指示等</p>	<p>(ア) 警察官は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があり、次の場合に、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難することをすすめ、急を要するときは避難のための立退きを指示し、必要があると認めるときはその立退き先を指示する。</p> <p>この場合は直ちにその旨を市町村長に通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村長もしくは、市町村長の管理の下にその事務を補助執行する者が、勧告、指示することができないと認めるとき。</li> <li>・ 市町村長から要求があったとき。</li> </ul> <p>(イ) 警察官は災害が発生し、人の生命身体に危険を及ぼしまたは財産に重大な損害を及</p>	

	<p>ばすおそれのある危険な事態があり、かつ急を要する場合には、その場に居合わせた者の危害を避けるため必要な限度で避難させる。</p> <p>(ウ) 避難のための立退きを指示する場合は、次のことを明らかにして拡声器、口頭、掲示等の方法で迅速に地域住民にもれなく伝達する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難すべき理由および時期</li> <li>・ 避難先およびその経路</li> <li>・ 避難先における給食、休養施設の状況</li> <li>・ 避難後の財産の保護等の措置</li> </ul>	
<p>二 避難誘導</p>	<p>避難誘導にあたっては、次のことに注意する。</p> <p>(ア) 誘導経路は、危険箇所を避けるようにつとめ、やむを得ず危険箇所附近を選ぶときは、縄張り、標示等を行ない、状況により警戒員を配置する。</p> <p>(イ) 誘導員は避難場所、経路または方向を的確に指示する。</p> <p>(ウ) 避難先における統制等を考慮して、つとめて地域単位に行なうようにする。</p> <p>(エ) 浸水地等で舟艇を利用するときは、転落水没等の事故防止につとめる。</p>	
<p>ホ 救護活動</p>	<p>(ア) 初期の警備活動は、出水、家屋の倒壊、崖くずれ、倒木流木等による死傷者の救出救護に重点をおく。</p> <p>(イ) 危険箇所、立退地域を巡回して、要救護者の発見につとめる。</p> <p>(ウ) 救護活動にあたっては、新たな災害の発生に注意し救護活動者自らが災害をうけることのないよう注意する。</p>	
<p>ヘ 応急的財産の使用</p>	<p>(ア) 警察官は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認められるときで、次のような際に市町村の</p>	

	<p>区域内の他人の土地建物、その他の工作物を一時使用し、または土石、竹木その他の物件を使用し、もしくは収用することができ、また現場の災害を受けた工作物または物件で、その応急措置の実施の支障となるものの除去、移転等必要な措置をとること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村長もしくはその委任を受けて、応急措置の実施について、市町村長の職権を行う市町村の吏員が現場にいないとき。</li> <li>・ これのものから要求があったとき。</li> </ul> <p>(イ) これらの措置をとった場合は直ちにその旨を市町村長に通知する。</p> <p>(ウ) 除去した工作物等は、署長に差出し、署長は保管の上、公示、公売、返還等の手続をする。</p>	
<p>ト 応急的労 役負担</p>	<p>(ア) 警察官は、災害が発生し、または発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認められるときで、次のような際に市町村の地域内の住民、またはその現場にあるものを応急措置の業務に従事させることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村長もしくは市町村長の委任を受けて、応急措置の実施について市町村長の職権を行う市町村の吏員が現場にいないとき。</li> <li>・ これらのものから要求があったとき。</li> </ul> <p>(イ) これらの措置をとった場合は直ちにその旨を市町村長に通知する。</p>	
<p>チ 応援要請</p>	<p>災害の規模が拡大し、自署部隊およびあらかじめ求めた応援のみで、警備活動が困難な場合は、県本部に部隊および装備の応援要請を行なう。</p>	
<p>リ 通信の確保</p>	<p>常に通信の確保につとめ、警察通信による連絡ができないときは、伝令その他部外通信施設の活用につとめる。</p>	

<p>ヌ 立退地域の警戒</p>	<p>避難立退き区域には、警戒区を設置して、積極的に警らを実施し、犯罪の予防、残留者の保護にあたる。</p>	
<p>ル 装備資材の補給</p>	<p>災害の状況に応じて警備部隊に舟艇その他必要資材を補給する。</p>	
<p>ヲ 行方不明者の捜索検視</p>	<p>(ア) 行方不明者、死者の捜索は、救助活動とあわせて、他の活動に優先して実施する。  (イ) 行方不明者の情報入手につとめ、特に倒壊家屋、崖くずれ地帯については、埋没者の有無を積極的に確認する。  (ウ) 死者に対しては礼を失しないよう取扱いに慎重を期する。  (エ) 身許不詳者については、人相、特徴、着衣、所持品等を写真に撮影し、身許の発見につとめる。</p>	
<p>ワ 交通の確保</p>	<p>(ア) 被害地および周辺の交通状況をすみやかに調査し、通行の制限、う回路の設定、交通整理等を行い交通の円滑をはかる。  (イ) 交通妨害となる倒屋、倒木、漂流物、垂下電線の除去、道路の応急補修、排水等については、関係機関と連絡して復旧の促進をはかる。  (ウ) 必要により交通案内所の設置、あるいは交通規制図の掲示等により関係機関および住民の便宜をはかる。  (エ) 災害対策に従事するもの、または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、必要があり県公安委員会が指定したときは、その緊急車両以外の車両の通行の禁止または制限を行ない、災害業務の円滑な推進をはかる。</p>	
<p>カ 被害調査</p>	<p>(ア) 初期における災害実態の把握は、各種災害対策上最も重要で、交番、駐在所員の活</p>	

	<p>動によるほか、必要により被害調査班の派遣により可能な限りすみやかに被害調査を行ない全般の状況は握につとめる。</p> <p>(イ) 被害状況は、被害一覧表に集計し対策、広報等に活用するほか、関係機関に報告通報し、災害活動が円滑に行なわれるよう協力する。</p> <p>(ウ) 特異な災害あるいは、警備活動については、写真撮影を行ない将来の災害警備資料とする。</p>	
ヨ 犯罪の予防鎮圧	<p>り災地には、必要により警備員を派遣し、重点的警ら、検問等により盗犯の予防、取締を積極的に行なう。</p>	
タ 治安情報の収集	<p>(ア) り災に伴う補償、その他利害関係による紛争事案に対する視察内偵を行ない、事故防止につとめる。</p> <p>(イ) 災害による生活不安、人心の動揺による不測事態の発生に対する情報活動を強化し、警備措置の万全を期する。</p>	
レ 漂流物等の処置	<p>災害が発生した場合において、警察官が航路、錨地、または建造物に障害を与えると認められる漂流物または沈没品を取除いたときは、これを署長に提出する。</p> <p>署長は、その物件を保管のうえ、公示、公売、物件引渡し等の諸手続をとる。</p>	
ソ 臨時案内所の設置	<p>被害が大きく、または広範囲にわたる場合には、主要駅、被災地の交番、駐在所等に臨時案内所（相談所）を設置し、災害地の案内や各種の相談に応ずる等公衆接遇の適正をはかる。</p>	
ツ 交通再開に伴う事故防止	<p>交通の制限または解除を行なうときは、必要な警備員を配置するほか、危険箇所については、標識を設ける等の管理者の措置を促進し、事故防止につとめる。</p>	

<p>ネ 報告、連絡</p>	<p>(ア) 警備本部には、報告連絡責任者を指定し、一元的系統的に報告する。</p> <p>(イ) 警備要員には、具体的報告連絡すべき事項を徹底する。</p> <p>(ウ) 各種の報告は、正確を期するようにつとめる。</p> <p>(エ) 人命救助、重大な被害、警備要員の受傷事故等は、判明することすみやかに報告し、事後の状況を逐次報告する。</p> <p>(オ) 報告連絡の迅速適正を期するため必要な通信統制を行ない、緊急かつ特別の必要のある場合の警察通信の優先利用、優先使用について考慮する。</p>	
----------------	--	--

### 第3 通信統制等

災害時における通信は、次の要領によって行ない、災害関係通信が優先するよう取計らうものとする。この措置をとる時期および期間は、警戒警備体制が発令されたときから解除までの間とする。

#### 1 有線電話の優先利用

災害業務に関する通信は、「災害」の語を冠し、優先的に取扱う。

#### 2 超短波無線電話の運用

- (1) 無線自動車の運用は、無線自動車運用要綱に定める管轄により警備活動にあたるものとする。
- (2) 県本部通信指令室においては、警戒警備体制が発令され、通話の混乱するおそれのある場合は、超短波無線電話の通話宰領を行ない、災害地域の警察署に配属する無線自動車の通話を優先する。
- (3) 超短波無線基地局は、警備体制中は常時開局し待ち受け体制をとるものとする。

### 第4 警察署における平素の計画

#### 1 警備計画の策定

警察署長は、この計画にもとづき災害に対する警備活動が管内の実情に即して迅速かつ適切に行なわれるよう、市・町・村、その他関係機関と緊密な連絡のもとに、次の各号について、具体的な実施計画を策定して、災害に対する警備措置の万全を期するとともに、毎年5月末日までにその実施計画を本部長に報告するものとする。

- (1) 警備本部ならびに部隊の編成（応援派遣部隊の編成を含む。）に関すること。
- (2) 警備部隊の配備および応援派遣に関すること。
- (3) 河川、山（崖）くずれ、堤防の決壊、溢水により危険が予想される箇所およ

び地域の警備に関すること。

- (4) 装備資器材の整備、借上げならびに運用に関すること。
- (5) 県・市・町村等の行う気象情報伝達の協力体制に関すること。
- (6) 雨量および水位の観測に関すること。
- (7) 避難措置の協力に関すること。
- (8) 通信系統ならびに通信連絡に関すること。
- (9) 被害予想地の交通機能の確保と秩序維持に関すること。
- (10) 災害状況のは握、報告に関すること。
- (11) 市町村および水防（消防）機関との連絡共助に関すること。
- (12) 警察施設の防護に関すること。

## 2 関係機関との協力体制の確立

署長は、災害対策について、県事務所、市・町・村・水防（消防）団等関係機関と事前に具体的な協議を行ない、災害対策活動が有機的に、しかも迅速、かつ円滑に実施できるような援助協力体制を確立しておくものとする。

## 3 教養訓練の実施

署長は、職員に対し、災害警備計画にもとづく各人の任務、措置、災害に対する具体的管内情勢および気象に関する教養、装備資器材の取扱要領、救助、救出訓練を実施するとともに、市・町・村・水防（消防）団、地域住民と一体となって総合的な訓練を行ない、災害に対する住民の防災観念を喚起する等常に有事即応の体制を整えることにつとめる。